主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一五日を本刑に算入する。

理 由

弁護人長野源信の上告趣意第一点は、憲法三八条三項違反を主張するが、原判決が是認した第一審判決は、被告人の公判廷の自白を証拠としているのであつて、判決裁判所の公判廷における自白が同条項にいわゆる「本人の自白」に含まれないことは、当裁判所大法廷判決(昭和二三年(れ)第一六八号同年七月二九日、集二巻九号一〇一二頁。昭和二六年(れ)第二四九五号同二七年六月二五日、集六巻六号八〇六頁)の明らかにするところであるから、所論は理由がない。同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、同条の上告理由にあたらない。 よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり判決する。

## 昭和四四年一〇月二三日

## 最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官
一郎	健	隅	大	裁判官